

市政の立案・総合調整（政策企画課）

1. 大学との連携

(1) 鳥取大学、公立鳥取環境大学への総合政策調査委託事業

時代の変化に対応したまちづくりを推進するため、平成13年度から本市の施策上の諸課題について専門的な知識を有する大学等に調査研究を委託している。

【平成29年度実績】

事業名	事業費（千円）	委託先
賀露地区における夜間臭気の原因究明に関する調査研究	500	公立鳥取環境大学
鳥取市における漁業振興にかかる諸課題の抽出	503	公立鳥取環境大学
除雪路線の優先順位の決定手法に関する調査研究	480	鳥取大学
新たなインターチェンジを活用した福部町のまちづくりに関する調査	500	鳥取大学

【平成30年度実績】

事業名	事業費（千円）	委託先
中山間地域における小規模・高齢化集落实態調査	480	鳥取大学
子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査	500	鳥取大学
都市のコンパクト化と居住地の日常生活サービス水準に関する調査研究	500	鳥取大学
鳥取市緊急輸送路補助路線設定に関する調査研究	288	鳥取大学

【令和元年度実績】

事業名	事業費（千円）	委託先
鳥取市緊急輸送路補助路線設定に関する調査研究	384	鳥取大学
関係人口を創り活かす仕組みづくりに関する調査研究	499	公立鳥取環境大学
食生活と学校給食に関する調査	500	鳥取短期大学

(2) 明治大学との連携事業

本市は明治大学の初代校長 岸本辰雄氏の出身地であることから、明治大学と平成28年11月13日に連携協定を締結し、「創立者のふるさと活動隊」の受入れや、連携講座の開講などの連携事業に取り組んでいる。

2. 広域連携

(1) 麒麟のまち創生推進事業

鳥取県東部・兵庫県北但西部の1市6町（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町・新温泉町）は、本市を中心に、政治、経済、文化等のさまざまな面で一体的な生活圏を形成してきた。

この圏域を地域に伝播する重要な民俗文化財である麒麟獅子舞にちなみ「麒麟のまち」圏域と銘打ち、生活圈や経済圏を一体とする圏域での連携で、人口減少の克服・圏域全体の活性化を目指し、観光振興や移住定住の促進など地方創生の取組を進めている。

令和元年5月に、広域連携による麒麟獅子舞の魅力発信の取組が認められ、圏域に受け継がれる麒麟獅子舞を生かしたストーリーが日本遺産に認定されたことにより、日本遺産を活かした圏域活性化の取組を進めている。

(2) 連携中枢都市圏ビジョン推進事業

人口減少・少子高齢化社会においても一定の圏域人口を有し、活力ある社会経済を維持するため、本市が中核市に移行した平成30年4月より、鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県新温泉町の1市5町で「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏」を形成し、「因幡・但馬麒麟のまち連携中枢都市圏ビジョン」に基づく90事業を推進してきた。さらに、令和2年3月には、兵庫県香美町を含めた圏域による協約を締結し、令和2年度から香美町を含めた圏域による取組を進めている。

(3) 鳥取・岡山県境連携推進協議会

昭和44年に本協議会の前身である「鳥取・岡山県境開発促進協議会」が発足し、本市では合併前の用瀬町及び佐治村が加入していた。旧協議会は、平成の大合併を前にいったん解散したが、合併が一段落した平成18年10月19日に、鳥取市、三朝町、倉吉市、江府町、日野町、日南町、西粟倉村、美作市、奈義町、津山市、鏡野町、真庭市、新庄村、新見市の14市町村により改めて発足。その後、平成20年5月8日に智頭町、同年7月1日に若桜町が加入した。

また、平成21年5月11日には、構成16市町村で「鳥取・岡山県境連携推進協議会災害時相互応援協定」を締結した。

総会、意見交換会、研究・勉強会、提案・要望事項の取りまとめ等を行い、提案・要望事項を、鳥取県及び岡山県に提出している。

(4) 姫路・岡山・鳥取城下町物語推進協議会（HOT連携）

姫路市、岡山市、鳥取市は、江戸時代の藩主池田家の国替えなど歴史的な繋がりが深い。また、鳥取自動車道の開通によって連携・交流が促進される条件が整ってくる。こうした背景から、平成19年2月に姫路市、岡山市、鳥取市の市民、民間団体が主体となった連携・交流事業に積極的に取り組むために設立した。

協議会では、「三市の市民・経済交流の拡大」、「三市の広域観光ルートの確立」、「三市の交通アクセスの向上」などについて具体的な取組に向けた活動を進めている。

3. 若者定住促進について

(1) 若者定住促進事業

結婚による若者定住を促進し、地域の人口増加を図るため、平成26年11月に「すごい！鳥取市婚活サポートセンター」を開設。出会いから結婚まで切れ目のないサポートを行い、若者定住につなげている。平成31年3月より、対象を麒麟のまち圏域（岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町・新温泉町）に拡大し、「麒麟のまち婚活サポートセンター」に名称を改め、事業を実施している。

(2) とっとり若者地方創生会議

本市では、若者の視点による地方創生の深化に向けた意見の反映を図ることを目的に、平成28年6月から「とっとり若者地方創生会議」を設置している。

令和2年度のとっとり若者地方創生会議は、鳥取大学4名、公立鳥取環境大学3名の計7名の学生で構成し、本市の若者定住やまちづくりについて調査・研究するなど、まちにぎわいを創出する積極的か

つ自主的な取組を行いながら、地方創生の取組に必要な施策、政策を立案し、市に対して提言する。

4. シティセールスについて

平成28年度から専門家による鳥取市シティセールス戦略推進会議を発足し、今後の基本方針となる「鳥取市シティセールス戦略」を策定した。この戦略で鳥取市ブランドスローガン「S Qのあるまち」を設定し、本市のブランド化に資するシティセールスに全庁をあげて取り組んでいる。

平成30年度より、本市の情報発信力及び市民の愛着度の向上を目的に、市民を主役とした放送番組を制作し、インターネット上で配信を行っており、さらに令和元年度より、麒麟のまち圏域の各町の魅力についても、番組で取り上げている。

また、本市の魅力や都市イメージを高めることが見込める事業を認定し、事業に係る経費の助成を行っている。

この他、著名人や発信力のある人と協力関係を結び、本市シティセールスを共に企画・推進していく鳥取市シティセールススペシャルサポーター制度を整備し、本市の知名度、魅力向上を図るための各種施策に積極的に取り組んでいる。

5. 地方創生ストリートミーティング

人口減少の克服の鍵となる次代を担う若者の意見を地方創生を推進させる施策に反映させるため、平成28年度より、市長と若者との座談会「地方創生ストリートミーティング」を開催。

令和2年度は、若者にとって魅力的なまちづくりに関することなどについて意見交換を行う。

6. 旧本庁舎・第二庁舎跡地活用検討事業

旧本庁舎・第二庁舎跡地の活用方策に関して、「旧本庁舎等跡地活用に関する専門家委員会」を開催するなど全体的かつ幅広い観点から慎重かつ十分な議論・検討をしている。

総 合 計 画（政策企画課）

平成28年度にスタートした「第10次鳥取市総合計画」は、「鳥取市を飛躍させる、発展させる」をまちづくりの理念に、めざす将来像を「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」とし、市勢振興の基本的方向を示したもの。

将来像の実現に向けて、5つの「まちづくりの目標」や「政策」、基本計画に掲げる「施策」、重点施策として取り組む「鳥取市創生総合戦略」を一体的に推進する。

また、現在、令和3年度を初年度とする第11次鳥取市総合計画及び第2期鳥取市創生総合戦略の策定に向け取組を進めている。

基本構想・・・平成28年度～令和7年度（10年間）、基本計画・・・平成28年度～令和2年度（5年間）

○まちづくりの理念

「鳥取市を飛躍させる、発展させる」

○めざす将来像

「いつまでも暮らしたい、誰もが暮らしたくなる、自信と誇り・夢と希望に満ちた鳥取市」

○まちづくりの目標

- ①安心して出産・子育てができ、すべてのひとが住みやすいまち
- ②新しいにぎわいのあるまち
- ③地域に活気があるまち
- ④安全・安心なまち
- ⑤まちづくりを支える自立した自治体経営

重点施策－鳥取市創生総合戦略

人口減少の抑制に向け、若者の定住や雇用・就業環境の確保、まちのにぎわいづくりといった課題の克服や「鳥取市らしさ」を生かしたまちづくりを強力に推進するために策定。

地方創生の時代の中で、「ひとづくり」を中心に、「しごとづくり」、「まちづくり」を総合的に推進する。

○戦略期間：平成27年度～令和2年度（6年間）

○戦略の柱

I 次世代の鳥取市を担う‘ひとづくり’

- ①教育の充実・郷土愛の醸成
- ②結婚・出産・子育て支援

II 誰もが活躍できる‘しごとづくり’

- ①地域経済の再生と産業の底上げ
- ②人材の確保と育成強化

III にぎわいにあふれ安心して暮らせる‘まちづくり’

- ①ふるさと・いなか回帰（移住定住）の促進
- ②交流人口の拡大
- ③住み良い環境づくり

広 報（秘書課広報室）

1. 広 報 紙

広報紙「とっとり市報」は、昭和27年1月に第1号を発刊し、昭和57年4月から平成19年3月まで毎月2回（1日、15日）発行してきた。平成18年に全市をカバーするケーブルテレビ網の整備が完了したことにより、市政情報番組の充実を図り、平成19年4月から毎月1回発刊している。（令和元年度毎号65,200部）

市内各世帯に町内会等を通じて配布するとともに、その他市役所本庁舎、第2庁舎、駅南庁舎、各総合支所、各地区公民館、郵便局などに配置している。

また、平成16年11月から合併した8町地域で、毎月1回市報と一緒にそれぞれの地域の「支所だより」を発行している。（令和元年度毎号15,050部）

【点字広報】重度の視力障がい者のための広報として、点字広報を毎月1回発行している。

【声の広報】点字の読めない視力障がい者のための広報として、声の広報（カセットテープ、又は、CD）を毎月1回発行している。

2. マスメディアによる広報

テレビ・ラジオを通じて、鳥取市の行政情報などを提供。

(1) C A T V

①鳥取市広報番組「とっとり知らせたい！」(30分)

鳥取市の取り組みやまちの話題、人物などを紹介。

- ・毎週金・土曜日の午前6時から翌日午前0時30分までのべ20回繰り返し放送。
- ・放送後、インターネット（スマートフォン）で視聴できるように配信。

②イベント番組（30分～120分）

講演会、フォーラム、パネルディスカッションなどの模様を紹介。

- ・年5本制作、1～5回繰り返し放送。
- ・放送後、インターネット（スマートフォン）で視聴できるように配信。

③文字情報番組

とっとり市報の情報を中心に、イベント案内・募集・福祉などの各種お知らせを静止画（テロップ）で紹介。

- ・1画面20秒表示、25～30画面（随時更新）、毎日10回繰り返し放送。

(2) 地上波テレビ

①市政特別番組（30分）：年1本制作・放送。

②レギュラー番組内での特集など

③スポット（文字・音声情報、15秒）：毎週日曜日の午後6時55分と

毎週火・金曜日の午後5時50分に放送。

(3) ラ ジ オ

○FM

コミュニティラジオへの番組制作・放送

①「来ました 元気人！」(30分)

地域活動などで活躍する市民等が出演して、パーソナリティとトーク形式で番組を構成。

毎週月曜日と水曜日の12時15分頃に放送。※翌日16時00分頃に再放送。

②「深堀 !! シティーインフォメーション・トーク !!」(20分)

市の担当者とラジオパーソナリティの対話形式で展開する行政情報解説番組。

毎週金曜日の12時15分頃に放送。

③「鳥取おでかけナビ」(15分)

週末、リアルタイムでの観光客や地元の行楽客への耳寄り情報を提供する番組。

毎週土曜日の9時15分頃に放送。

④「鳥取市からのお知らせ（鳥取シティインフォメーション）」(5分)

鳥取市の行政情報をお知らせする番組。

毎週月曜日から日曜日まで1日2回の放送。

⑤「きちゃいました！鳥取」(5～30分)

表敬訪問等で来庁した著名人がゲスト。鳥取市の感想や自身のプロモーションなどを語る番組。
随時放送。

⑥その他（スポットCMなど）

(4) 新 聞

新聞紙面記事下に、年間20回程度広告を掲載し、イベント・行事等を紹介。

3. ホームページによる広報

平成10年3月から、インターネット上に鳥取市のホームページを開設し、市の行政情報や各種お知らせ

せ、観光・イベント情報などを発信している。令和元年11月にホームページのリニューアルを行い、利用者にとって使いやすいサイトとなるようウェブアクセシビリティ及びサイトの安全性を向上させた。

(令和元年度トップページ月平均アクセス9.5万件)

ホームページアドレス <https://www.city.tottori.lg.jp/>

4. 鳥取市知名度アップ大作戦

鳥取自動車道の全線開通を見据え、鳥取市までの所要時間が大幅に短縮される関西圏と、マスコミの本社が集結しパブリシティ効果の高い首都圏に対して、本市の知名度を高め、観光客の増加、物産の振興、移住定住の推進、企業の誘致を図るため、平成20年度から戦略的広報を展開。

また、平成26年度から平成30年度まで「すごい！鳥取市」キャンペーンを実施し、市民ワークショップ等による地元の魅力の掘り起こしや、「すごい！鳥取市ワーホリ！」として鳥取市の暮らし体験・人との交流ができる取り組みを実施し、本市が魅力ある住みよいまちであることを地元の方や全国に情報発信をしてきた。

令和元年度からは、これまでの取り組みを土台として新たなシティプロモーション「それ、鳥取市だよ」に着手し、PRキャラクター「トットリー氏」を活用しながら、首都圏・関西圏・中国四国地方を中心にWEBを中心とした情報発信を行い、全国的な知名度と地元への愛着度の醸成に取り組んでいる。

5. 市 政 記 者 室

市政記者室には、全国紙、地元2紙の記者をはじめ、計17社の記者が滞在。鳥取市の行政情報に限らず、市民活動やイベント等を効果的にマスコミ各社へ情報提供。

(1) 記 者 会 見

令和元年度の件数：市長定例会見など14回、市民活動等会見2回

(2) 資 料 提 供

令和元年度の件数：1,576件

姉 妹 都 市（海外）（文化交流課）

1. 清州（チョンジュ）市（韓国）

清州市は韓国の中央部に位置する忠清北道の道都であり、ソウルから南東へ約130キロ、高速バスで1時間40分の距離に位置する。人口は約85万人（令和2年4月）。学者・研究者を数多く輩出した教育文化都市として知られており、市内に5つの大学がある。また印刷文化の発祥地としても有名で、現存する世界最古の金属活字本である仏典「直指心體要節」を印刷した興徳寺址には清州古印刷博物館が建設されている。「直指心體要節」は2001年にユネスコ世界記録遺産に登録されている。

1986年（昭和61年）に、当時の西尾優市長が清州市を表敬訪問した際、同市初の名誉市民となったことをきっかけとして様々な交流が活発化し、1990年（平成2年）8月30日、姉妹都市提携を締結した。

2. ハーナウ市（ドイツ）

850年の歴史をもつハーナウ市は、フランクフルト市の東約20kmに位置する人口約9万9千人（令和2年4月）の商工業都市である。童話で有名なグリム兄弟が生まれたまち、ブレーメンまで続く「メルヘン街道」の起点のまちとして知られ、国内外から多くの観光客が訪れている。

鳥取市制施行100周年記念事業として鳥取市で開催された「'89鳥取世界おもちゃ博覧会」に、ハーナウ市にある「ヘッセン人形博物館」が所有する「世界最古の操り人形」が出展されたことをきっかけに交流が始まった。1995年（平成7年）の鳥取世界おもちゃ館（わらべ館）とヘッセン人形博物館の姉妹館提携により文化交流の輪が一層広がり、2001年（平成13年）11月20日、両市は姉妹都市提携を締結した。

姉妹都市（国内）（文化交流課）

1. 北海道釧路市

釧路湿原、丹頂鶴自然公園などの魅力的な大自然や、釧路港を拠点とする漁業、水産加工業、製紙業などが特徴の北海道東部の中核都市である。

1884年から翌年（明治17年～18年）にかけて、釧路開拓移住のため鳥取士族（105戸513人）が賀露港を出帆し、入植地に鳥取村を形成した。1949年（昭和24年）に鳥取村は釧路市と合併したが、その後も開拓移住に由来する交流を積み重ね、1963年（昭和38年）10月4日、姉妹都市提携を締結した。

2. 兵庫県姫路市

世界文化遺産の姫路城が有名な播磨地域の経済・文化の中心都市である。

両市の歴史的結びつきは古く、1600年（慶長5年）に池田長吉、1617年（元和3年）に池田光政が、それぞれ時の姫路城主池田家の家系として鳥取城主となっている。山陽新幹線の岡山開通を機に、1972年（昭和47年）3月8日、姉妹都市提携を締結した。

3. 山口県岩国市

山口県東端、広島県と接し、瀬戸内海に臨む工業・観光都市として発展しており、米海兵隊・自衛隊を抱える基地のまちでもある。日本三名橋の一つに数えられる錦帯橋も有名である。

1581年（天正9年）、羽柴秀吉の鳥取城兵糧攻めの際、鳥取城の城将吉川経家は、兵士・住民を救うため35歳の若さで切腹した。「鳥取市民の命の恩人」と称される経家の子孫が代々岩国藩で家老を務めたことから両市の交流が始まり、1995年（平成7年）10月13日、姉妹都市提携を締結した。

4. 福島県郡山市

東北新幹線や東北・磐越自動車道、福島空港など、快適な高速交通アクセスに恵まれ、東北の表玄関となっている。

1880年から1887年（明治13年～20年）にかけて安積開拓（不毛の地であった安積平野を開拓する国営事業）のため、旧鳥取藩士族67戸270人あまりが広谷原（現郡山市喜久田町）に移住し、苦勞の末、困難を極めた開拓事業を成し遂げた。その後、移住に関する両市の調査・研究や、移住者子孫と鳥取市民の交流などをきっかけに両市は2005年（平成17年）11月25日、姉妹都市提携を締結した。

鳥取市国際交流プラザ（文化交流課）

市民と外国人が相互理解を深めることにより、国際交流を促進するための施設として、平成9年4月にオープン。各種事業を実施するほか、在住外国人の生活相談や支援なども実施。

1. 国際交流プラザ事業概要

(1) 国際理解推進事業

語学講座（韓国語・中国語・ドイツ語等）や各国の料理教室、外国事情等を学ぶ多文化交流フェスタ、世界を知る講座等を実施。

(2) 在住外国人の支援

英語、中国語で対応できる職員を配置。新留学生を対象に生活に関するオリエンテーション、語学習得・交流を目的とした「にほんごカフェ」の実施、日本語指導ボランティアの紹介、生活相談、市民からの寄付によるリサイクル日用品の提供。また、鳥取市報のダイジェスト版の翻訳（英語・中国語）などを実施。

(3) 情報の収集・提供

市のイベントや安心・安全に生活するための情報提供。市民グループとの意見交換。

2. 施設概要

施設には約80人収容可能な多目的ホール、内容や規模に合わせて利用できる研修室、講義室、少数人でのミーティングなどに利用できる生活支援室、料理室などがある。

＜施設詳細＞

名 称	収容人数	名 称	収容人数	名 称	収容人数
交 流 サ ロ ン (58㎡)	約20人	生 活 支 援 室 (44㎡)	約8人	講 義 室 ② (64㎡)	約20人
多 目 的 ホ ール (146㎡)	約80人	料 理 室 (33㎡)	約10人	学 習 室 ① (23㎡)	約6人
研 修 室 (62㎡)	約30人	講 義 室 ① (118㎡)	約40人	学 習 室 ② (45㎡)	約12人

＜利用状況＞（令和元年度）

使用件数（件）	1,716
利用者数（人）	31,464

文 化 振 興（文化交流課）

1. 文化賞の贈呈事業

本市の芸術・文化の振興に顕著な業績をあげた個人・団体を顕彰するため、文化賞を贈呈。有識者（文化賞受賞歴有）による選考委員会が候補者を推薦し、市長が決定。11月3日（文化の日）、仁風閣において贈呈式を実施。

2. 児童生徒を対象とした文化芸術事業

青少年の豊かな人間性を育むとともに、将来の文化芸術振興の担い手を育成するため、芸術家による芸術鑑賞の機会を提供。

3. 文化団体の育成事業

文化芸術活動の活性化・振興を図るため、文化団体の活動に対する支援を実施。

4. 芸術の出前講座事業

青少年の豊かな人間性を育むとともに、将来の文化芸術振興の担い手を育成するため、学校では取組が難しい文化芸術活動を体験する機会を提供。鳥取市文化団体協議会所属団体の文化芸術活動実践者が小学校に出向いて児童生徒を指導。

5. 文化芸術推進事業

自主的な文化芸術活動の促進による文化芸術の振興のため、文化芸術団体が実施する文化芸術に関する事業に要する経費の一部を補助。

6. 市民美術展開催事業

幅広い市民の創作意欲を高めるとともに、優れた芸術作品を鑑賞する機会を市民に提供するため、市民美術展を開催。出品資格は、本市に在住または勤務、県東部に在住する者。

7. 第22回日本のふるさと音楽祭

鳥取市は「ふるさと」をはじめ数多くの童謡や唱歌を作曲した岡野貞一、田村虎蔵、永井幸次らの偉大な音楽家を顕彰するとともに、作曲家を育んだ「童謡・唱歌のまち」・「日本のふるさと」鳥取を広くアピールすることを目的に12年に1度開催。

【開催時期】 令和元年7月13日（土）

【会場・入場者数】 鳥取市民会館 526人

【出演者】 藤原道山（尺八奏者）、Keiko（ピアノ奏者）

認定こども園ひかりこども園 鳥取市立河原第一小学校

鳥取市立遷喬小学校 鳥取市少年少女合唱団

8. 日本遺産事業の推進

【事業の目的及び効果】

「日本遺産」は、地域の歴史的魅力や特色を通じて日本の文化や伝統を語る「ストーリー」を国が認定するもの。ストーリーを構成する文化財群を地域が総合的に整備・活用し、国内外へ発信していくことにより、地域の活性化を図ることを目的とする。令和元年5月20日、鳥取県東部と兵庫県北但西部の1市6町で構成する「麒麟のまち」圏域のストーリーが日本遺産に認定されたことを受け、令和元年6月、1市6町や各市町の観光協会等からなる日本遺産「麒麟のまち」推進協議会を設立。「情報発信」、「人材育成」、「普及啓発」などの各種事業を実施することにより、地域の活性化に向けて取り組んでいる。

【令和元年度日本遺産申請の概要】

- ・タイトル：日本海の風が生んだ絶景と秘境－幸せを呼ぶ霊獣・麒麟が舞う大地「因幡・但馬」
- ・申請者：鳥取県鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町、兵庫県香美町、新温泉町

- ・結果：令和元年度の日本遺産として認定。

【令和元年度取り組み】

情報発信事業

- ・日本遺産ホームページ制作事業
- ・日本遺産プロモーション映像制作事業
- ・日本遺産リーフレット制作事業
- ・麒麟獅子舞VRコンテンツ制作事業
- ・国内誘客プロモーション活動事業

人材育成事業

- ・日本遺産ガイド育成事業

普及啓発事業

- ・日本遺産認定シンポジウム開催事業
- ・麒麟獅子舞の観光体験プログラム化事業

公開活用のための整備

- ・麒麟獅子舞情報発信拠点の機能強化事業
- ・日本遺産「麒麟のまち」インフォメーションコーナー設置事業
- ・日本遺産構成文化財解説板整備事業

その他事業

- ・日本遺産イベント等への参加による各種PR事業
- ・日本遺産PRグッズ制作事業

鳥取市民会館（文化交流課）

本市の芸術・文化の拠点施設で、昭和42年にオープン。多くの市民から愛され、利用されている。

930の固定席をもつ大ホール、大会議室、小会議室、出演者控室（大・小）などがある。平成22年、耐震改修、客席の拡充などのリニューアル工事を実施。

1. 規 模

- (1) 敷 地 4,137.28㎡
建物床面積 3,693.05㎡
- (2) 構 造
鉄筋コンクリート造（地上3階、地下1階）

2. 設 備 等

- 大ホール 固定席 930席
1階 355席
2階 325席
3階 250席
車椅子席 3席
- ・大会議室 134㎡（41坪）モニターTV

- ・小会議室 40㎡（12坪）モニターTV
- ・控 室 20㎡（6坪）モニターTV
- ・出演者控室1・2 18㎡（5坪）モニターTV、コートハンガー、応接セット
- ・出演者控室3 81㎡（24坪）モニターTV
- ・ホワイエ 1階 153㎡ 2階 300㎡

3. 開 館 時 間

午前9時から午後10時まで（休館日を除く）

4. 休 館 日

毎月第3火曜日、12月29日から翌年1月3日まで（臨時休館あり）

5. 施設利用者数の推移

（単位：人）

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入館者数	64,420	57,257	51,745	60,210	66,074

6. 各室利用状況（令和元年度）

（単位：日、人、%、円）

区 分	稼働日数	利用日数	利用件数	人 数	稼働率
大 ホ ー ル	310	168	92	39,429	54.2
出 演 者 控 室 1	348	110	79	683	31.6
出 演 者 控 室 2	348	94	66	662	27.0
出 演 者 控 室 3	348	202	143	5,232	58.0
大 会 議 室	348	234	141	16,922	67.2
小 会 議 室	348	132	121	2,049	37.9
控 室	348	165	113	1,044	47.4
ホ ワ イ エ	348	6	3	47	1.7
文 化 サ ロ ン	348	1	1	6	0.3
合 計	—	—	759	66,074	—

わ ら べ 館（文化交流課）

わらべ館は、鳥取市立「鳥取世界おもちゃ館」と鳥取県立「童謡館」からなる。鳥取市制100周年記念事業として開催された「'89鳥取世界おもちゃ博覧会」を顕彰する施設として、また、鳥取県が進める童謡歌唱のふるさとづくりの拠点として平成7年に開館した。子どもの歌とおもちゃをテーマに、遊びの文化性に着目した全国的にも特色ある施設である。

県内外から多くの入館者を集めている。平成23年4月、全館展示リニューアルを実施。

1. 規 模

- (1) 敷 地 3,412.55㎡
- (2) 構 造 鉄筋コンクリート造 地上3階、地下1階

- 建物床面積 2,253.84㎡
 (3) 延床面積 5,923.41㎡ (鳥取市分は1/2:2,961.705㎡)

2. 建設事業費（平成4年度～6年度）

- (1) 全体事業費 2,666,755,490円
 (鳥取県、鳥取市それぞれ1/2負担:1,333,377,745円)
- (2) 建設費内容
- | | | | |
|------------|----------------|----------|-----------------|
| ・全体建築主体工事 | 1,866,689,600円 | (鳥取市1/2: | 933,344,800円) |
| ・全体電気設備工事 | 222,199,840円 | (鳥取市1/2: | 111,099,920円) |
| ・全体機械設備工事 | 480,016,050円 | (鳥取市1/2: | 240,008,025円) |
| ・全体昇降機設備工事 | 97,850,000円 | (鳥取市1/2: | 48,925,000円) |
| 全 体 工 事 | 2,666,755,490円 | (鳥取市1/2: | 1,333,377,745円) |

3. 開 館

平成7年7月7日

4. 開 館 時 間

午前9時から午後5時まで（入館は4時30分まで）

5. 休 館 日

毎月第3水曜日

12月29日から翌年1月1日まで（ただし臨時に休館することがあります。）

6. 施設利用者数の推移

(単位:人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入館者数	132,420	132,494	124,080	126,650	120,715

7. 入館者状況（令和元年度）

(単位:人)

	一 般	小中高生	幼 児	友の会	障がい者・要介護者	その他	合 計
入館者数	31,800	12,398	26,644	7,603	3,342	38,928	120,715

8. いべんとほーる利用状況（令和元年度）

開館日数	利用日数	利 用 率	前年同期利用率
351日	253日	72.1%	61.6%

城下町とっとり交流館「高砂屋」(文化交流課)

城下町とっとり交流館は、所有者から寄贈された明治期の商家を昔のまちの姿を伝える交流の拠点として整備したもの。多目的交流室や蔵を利用した展示室がある。平成19年7月31日には、国の登録有形文化財に登録された。

1. 規 模

- (1) 敷 地 882.10m²
 (2) 構 造 商家(木造2階建て瓦葺)、蔵3棟(木造)
 建築面積 351.97m²

2. 建設事業費(平成16年度～17年度)

全体事業費 66,357,000円

(財源内訳)

国・県支出費 25,450,000円
 市 債 32,400,000円
 一般財源 8,507,000円

3. 開 館

平成18年4月1日

4. 開 館 時 間

午前9時から午後5時まで

(多目的交流室の夜間使用がある場合は午後9時まで)

5. 休 館 日

毎週月曜日

(ただし、月曜日が祝日の場合、直後の休日でない日、12月29日から翌年1月3日まで)

6. 施設利用者数の推移

(単位:人)

年 度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
入館者数	23,897	23,214	21,050	23,040	23,048

情 報 政 策 (情報政策課)

1. 電子自治体の推進

(1) 鳥取市情報化推進方針

本市の情報化施策を総合的・効率的に推進するため、情報化推進本部(本部長:市長)、その下部組織として情報化推進委員会(委員長:企画推進部長)を設置しており、平成26年度に改定した鳥取

市情報化推進方針（平成27年度から5年間を対象とする）に基づき、情報化を推進している。令和元年度には、令和2年度から5年間を対象とした鳥取市情報化推進方針（第6版）を策定し、スマート自治体への転換に向けて、さらなる情報化の推進を図っていく。

(2) 地域情報化

平成13年9月に市内の公共施設を高速通信網で接続する地域イントラネットを構築した。

同時にスポーツ施設予約システムを整備し、インターネット上から市営の野球場やテニスコート等予約できるようにしてきた。

平成24年3月には、スマートフォンなどの携帯端末の普及に対応した市民・本市来訪者の情報収集・情報発信の利便性の向上による魅力あるまちづくりの一環として、本市の主要公共施設に無線LANを利用したインターネット接続環境を整備し、後年に利用可能施設の拡大を順次行った。（利用可能施設：113施設）

平成25年1月には前述の施設予約について県と共同利用による新たなシステムを導入するとともに、平成25年4月からは利用施設を文化施設にまで拡大した。

平成29年2月には市が保有する各種情報データを地図情報としてわかりやすく提供するための公開型地理情報システム（GIS）や市民が二次利用しやすい形で提供するオープンデータの運用を開始した。

平成29年4月には行政手続きのオンライン化を推進するため、各種行政手続きの申請・届出やイベント等の参加申し込みをインターネット経由で行える電子申請システムの運用を、県内自治体との共同利用で開始し、平成30年1月からは手数料等を電子決済できる機能を追加した。現在「オンライン化すべき全ての行政手続きをオンライン化する」ことを方針決定の基、オンライン化する手続きの拡大を推進している。

2. 情報格差の是正

(1) 新市広域CATV網整備

市町村合併に伴うエリア拡大による情報格差の解消を図るための重要なインフラとして、平成16年度から平成18年度の3年間で全市域にケーブルテレビ網を整備し、各家庭に接続。平成22年10月には、CATVコミュニティチャンネルを利用し、コミュニティデータ放送を開始した。今後も、双方向などの各種サービスを提供していくとともに、設備管理を行いサービスの維持を行っている。

【事業概要】

（単位：千円）

年度		平成16年度	平成17年度	平成18年度	合計
事業費		71,400	3,138,212	770,816	3,980,428
財源	起債	62,100	2,776,200	708,400	3,546,700
	県交付金	2,988	106,579	27,688	137,255
	一般財源	6,312	255,433	34,728	296,473

【整備内容】

サブセンター（中継局）4箇所、幹線光ファイバーケーブル232km、

幹線同軸ケーブル242km、分配線同軸ケーブル354km、光伝送受信装置124台

双方向幹線分岐線増幅器1,152台・双方向延長増幅器982台・無停電装置753台

【加入状況】

（令和2年3月現在）

新市エリア

市全体

ケーブルテレビ加入数 11,428件 加入率 71.0% 54,712件 70.4%

(2) 移動通信用鉄塔施設整備

日常生活に不可欠なインフラとしての携帯電話の不感地区を解消するため、過疎地域・辺地などへの国庫補助事業等を利用して、移動通信用鉄塔施設を整備する。平成22年度までに20局を整備し、本市における不感地区（集落のあるところ）はすべて解消した。

(3) コミュニティFM中継局設備

市からの防災情報を含めた行政情報の発信に活用しているコミュニティFM（FM鳥取）について、令和2年3月に毛無山（鳥取市矢矯）、小倉山（鳥取市用瀬町別府）に新たに中継局を2基整備し、令和2年4月より可聴エリアの拡大を行った。

(4) コミュニティスタジオ設備

市庁舎に隣接する市民交流センター（麒麟Square）内に、行政・地域情報の発信を目的としたコミュニティスタジオを整備した。

3. 情報セキュリティ対策

平成16年度に策定した情報セキュリティポリシー、並びにシステム別の情報セキュリティ実施手順に基づいて、物理的な情報の保護対策と情報を利用する職員のモラル向上を図っている。

平成21年度より、情報セキュリティ内部相互監査を始めた。

平成22年度より、ICT部門の業務継続計画（BCP）の策定を開始し、平成24年度には大規模地震を想定した計画を策定した。

平成27年度には、マイナンバー制度の導入に適合した情報セキュリティポリシーの改訂を実施した。

平成28年度には、業務システムを利用する庁内ネットワークからインターネットの分離や、セキュリティ監視機能を県内自治体で共同運営する「自治体情報セキュリティクラウド」に接続し、インターネットを含めた外部からの脅威に対しセキュリティ対策を強化した。

令和元年度には、本庁舎移転および総務省のガイドラインの改定等に伴い、情報セキュリティポリシーの改定を実施した。

4. 電算事務の促進及び運用管理

(1) 住民情報系システムの運用管理

電算事務の運用（処理）に必要な情報システム及び安全設備、後処理機、空調機等の確保並びにこれらの正常な稼働の確保に努めている。

平成28年1月にはホスト系システムからオープン系システムへ再構築するとともに、マイナンバー制度への対応を行い、システムの一元管理を始めた。

平成30年3月には平成30年4月の中核市移行に向けたシステム環境の整備を行った。

(2) 情報システムの開発、機能変更、運用管理

業務主管課における情報システムの開発、機能変更の支援並びに情報システムの適切な運用管理を行っている。

平成27年度には庁舎外に庁内システム用のクラウドサーバを構築し、各システム更新にあわせて順次移行することで、安定稼働の確保に努めた。

5. 記録情報の保存管理

(1) 情報の適切な管理

個人情報の適切な管理及び目的外利用防止のため、個人情報の利用状況を記録している。

(2) 記録情報の保護

記録情報の定期的なバックアップの更新並びに耐火金庫への保管により記録情報の保護を図っている。平成28年1月からは、住民情報系システムのネットワーク型遠隔バックアップ機能（市内2箇所、県外1箇所）を導入し災害時に備えている。